

「KHK/JPEC S 0850-* 保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）」の制定に対する
パブリックコメント（意見募集）の結果について

平成 30 年 10 月 19 日

高圧ガス規格委員会

委員長 木村 雄二

この度、高圧ガス規格委員会が作成を行っている「KHK/JPEC S 0850-* 保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）」についてパブリックコメントを実施し、高圧ガス保安協会の Web サイト上で広く皆様方のご意見を募集いたしました(募集期間:平成 30 年 9 月 14 日～平成 30 年 10 月 14 日)。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、高圧ガス規格委員会において審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：3 件

2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添のとおり整理し、平成 30 年 10 月 15 日から平成 30 年 10 月 19 日まで高圧ガス規格委員会において書面（メール）による審議の結果、了承されました。

以上

本件お問合せ先：

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 畑山

Tel:03-3436-6103 FAX:03-3438-4163 E-mail:hpg@khk.or.jp

KHK/JPEC S 0850-＊ 保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）制定案に対する
パブリックコメントに寄せられた意見に対する対応

（パブリックコメント実施期間：平成30年9月14日（金）－平成30年10月14日（日））

整理 番号	提出されたご意見 (該当する規格案名及び箇所、意見及びその理由)	ご意見に対する対応
1	<p>Ⅱ 保安検査の方法 4.3.3 目視検査 a 内部の目視検査 1)</p> <p>【意見及びその理由】</p> <p>(意見)</p> <p>液化石油ガスの貯槽の内部の目視検査について、バルク貯槽については告示で定めるところにより検査を行うよう但し書きを追記して頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）施行規則第十六条第二十二号に「バルク貯槽は、告示で定めるところにより 検査を行うこと」記載されているため。</p>	<p>「一般則」又は「コンビ則」においては、「バルク貯槽」は区別されておらず、「貯槽」として扱われております。</p> <p>よって、他の液石則の貯槽と同様に KHKS 0850-2 によることとなるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>表 6 注 g) 中、『内部に有害な欠陥のないことを確認できる適切な方法による検査』</p> <p>【意見及びその理由】</p> <p>Type3 の蓄圧器については、構造上、外部からの非破壊検査を行う手法が現時点では、存在しないと水素スタンド事業者から聴取しています。その場合、『内部に有害な欠陥のないことを確認できる適切な方法による検査』を実施する必要がありますが、どのような検査手法を想定されているのでしょうか。また、当該検査手法が目視以外にない場合、目視が当該検査手法として認められるか、あるいは、蓄圧器の開放検査を実施するというのでしょうか。</p>	<p>注 g) 5 行目以降の複合構造の蓄圧器に対する非破壊検査については、現在の非破壊検査及び将来の技術の進歩により新たに開発される非破壊検査のうち有効性が検証されているものを想定しています。</p> <p>また、内部に有害な欠陥のないことを確認できる適切な方法による外部から適切な非破壊検査を行わない場合は、開放検査を行うこととなります。</p>

3	<p>表 6 注 h)中、『圧縮水素スタンドの保安についての管理状況等を考慮した健全性の評価』</p> <p>【意見及びその理由】</p> <p>評価対象はスタンド全体の管理状況でしょうか、又は蓄圧器の管理状況に限られるのでしょうか。また、行政による立入検査等で、スタンド全体又は蓄圧器における管理状況に関する高圧ガス保安法令違反を把握し、指導している場合は、どのような評価を行うべきですか。</p>	<p>圧縮水素スタンドの保安についての管理状況等とは、蓄圧器の管理状況に限定されません。</p> <p>また、個別の事例に関する運用・解釈については、回答致しかねます。</p>
4	<p>4.3.3 目視検査 4)注 6)水素による劣化損傷が発生するおそれがない材料とは、例えば、例示基準の Ni 当量等の基準を満たす SUS316、SUS316L 及び SUH660 をいう。</p> <p>【意見及びその理由】</p> <p>注 6)には、例示基準に記載されている 20MPa 以下で使用できる材料（銅合金鋼等）についても含まれると考えますが正しいでしょうか？</p> <p>もしそうでないとするなら、管理された水素環境下でのそれら材料の劣化損傷事例をお教えます。</p>	<p>注 6)では、例示基準において 20MPa を超える設備に使用できる材料を例示していますが、20MPa 以下で使用できる材料で水素による劣化損傷が発生するおそれがない材料であれば、例示されている材料に限定されるものではありません。</p>